

八 栄養管理体制加算(Ⅲ)

- (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位
- (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位
- (3) 入所定員が91人以上の場合 6単位

注1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所者の栄養状態を把握し、入所者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

- イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算(Ⅰ)又はロの栄養管理体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

- イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

9 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定特定身体障害者授産施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定特定身体障害者授産施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

10 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

平成18年3月31日において、現に視覚障害者又は聴覚・言語障害者の意思疎通に係る支援のため、指定身体障害者施設基準第49条第1項第2号に規定する職業指導員又は生活支援員を、同号に規定する員数に加えて、常勤換算方法で1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以後も引き続き当該職業指導員又は生活支援員を配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定身体障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 入所定員が40人以下の場合 50単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 30単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 18単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 13単位

第4 旧知的障害者更生施設支援

1 旧知的障害者更生施設支援費(1日につき)

イ 旧指定知的障害者入所更生施設の場合

(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)

(一) 入所定員が10人の場合

- a b以外の場合
 - i 区分A 595単位
 - ii 区分B 543単位
 - iii 区分C 491単位

b 当該施設が主たる施設である場合

- i 区分A 1,290単位
- ii 区分B 1,238単位
- iii 区分C 1,187単位

(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合

- a b以外の場合
 - i 区分A 568単位
 - ii 区分B 542単位
 - iii 区分C 516単位

b 当該施設が主たる施設である場合

- i 区分A 876単位
- ii 区分B 850単位
- iii 区分C 824単位

(三) 入所定員が30人以上40人以下の場合

- a 区分A 827単位
- b 区分B 739単位
- c 区分C 612単位

(四) 入所定員が41人以上60人以下の場合

- a 区分A 778単位
- b 区分B 692単位
- c 区分C 531単位

(五) 入所定員が61人以上90人以下の場合

- a 区分A 708単位
- b 区分B 623単位
- c 区分C 507単位

(六) 入所定員が91人以上の場合

- a 区分A 637単位
- b 区分B 545単位
- c 区分C 448単位

(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合

(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合

- a 区分A 551単位
- b 区分B 514単位
- c 区分C 477単位